

防府市地域防災計画（個別災害編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考
<p>震災対策編</p> <p>第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第1節 市街地防災対策の推進 第3項 公園の整備</p> <p>【達成目標】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">○防災機能公園の選定を進める。</div> <p>第3節 公共土木施設の整備 第6項 ため池 農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。</p> <p>第5節 避難場所・避難路の整備 第1項 避難場所等の整備 2 津波災害時の避難場所の指定及び確保 津波から市民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、地域の実情により臨海部（住居）から直近の小高い場所、丘、民間施設等の津波避難ビルへの指定を検討する。</p> <p>第3章 揺れによる被害からの予防対策 第1節 建築物の耐震化 （現状と課題） 市所有建築物にあつては、計画的な改修・補強工事等の実施が必要である。</p> <p>第2項 市所有建築物等の耐震化 2 市庁舎の耐震化 耐震診断の結果、市庁舎については耐震性に問題があり改修が難しいため、建替えを検討する。</p>	<p>震災対策編</p> <p>第2編 地震・津波災害予防対策 第2章 地震・津波に強いまちづくり 第1節 市街地防災対策の推進 第3項 公園の整備</p> <p>【達成目標】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">○防災機能公園を選定する。</div> <p>第3節 公共土木施設の整備 第6項 ため池 農業用ため池のうち、老朽化の甚しいもの及び地震による破損等で決壊した場合、浸水区域内に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。</p> <p>第5節 避難場所・避難路の整備 第1項 避難場所等の整備 2 津波災害時の避難場所の指定及び確保 津波から住民の安全を確保するため一刻を争う避難行動を迅速に行うには、避難場所の整備が必要不可欠であり、避難場所として、地域の実情により臨海部（住居）から直近の小高い場所、丘、民間施設等の津波避難ビルへの指定を検討する。</p> <p>第3章 揺れによる被害からの予防対策 第1節 建築物の耐震化 （現状と課題） 市有建築物にあつては、計画的な改修・補強工事等の実施が必要である。</p> <p>第2項 市有建築物等の耐震化 2 市庁舎の耐震化 耐震診断の結果、市庁舎については耐震性に問題があり改修が難しいため、建替えを行う。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の見直し</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第4章 火災予防・軽減対策 第1節 出火防止</p> <p>(現状と課題)</p> <p>大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。また、耐震機能付きの一般火気器具は普及しているが、電気復旧後の出火が多発している。</p> <p>市では、地震発生時の出火防止対策等(住宅用火災警報器の設置促進)の取組を行っているところであるが、震災時の同時多発火災の対応について、市を中心とする関係機関の連携による迅速な避難誘導、地域における初期消火に対する意識の共有や消火活動のあり方等について検討すべきである。</p> <p>第5章 津波避難体制の整備 第3節 津波に関する普及啓発</p> <p>主な担当関係機関：県漁業協同組合防府支店</p> <p>第3編 地震・津波災害応急対策 第2章 地震・津波時の活動体制 第1節 市活動体制の確保</p> <p>市域に地震・津波が発生した場合又は地震発生後に津波災害のおそれがある場合、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより防災関係機関の応援、協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。</p> <p>第1項 配備体制の決定</p> <p>1 地震</p> <table border="1" data-bbox="112 1493 1317 1959"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>◆ 震度6弱の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部	第1警戒体制	(略)	(略)	未設置	第2警戒体制	(略)	(略)	第1非常体制	(略)	(略)	設置	第2非常体制	◆ 震度6弱の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	<p>第4章 火災予防・軽減対策 第1節 出火防止</p> <p>(現状と課題)</p> <p>大規模地震発生時は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。また、耐震機能付きの一般火気器具は普及しているが、電気復旧後の出火が多発している。</p> <p>市では、地震発生時の出火防止対策等の取組を行っているところであるが、震災時の同時多発火災の対応について、市を中心とする関係機関の連携による迅速な避難誘導、地域における初期消火に対する意識の共有や消火活動のあり方等について検討すべきである。</p> <p>第5章 津波避難体制の整備 第3節 津波に関する普及啓発</p> <p>主な担当関係機関：県漁業協同組合吉佐支店</p> <p>第3編 地震・津波災害応急対策 第2章 地震・津波時の活動体制 第1節 市活動体制の確保</p> <p>市域に地震・津波が発生した場合又は地震発生後に津波災害のおそれがある場合、<u>市、県</u>、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、法令及び本計画の定めるところにより防災関係機関の応援、協力を得て災害応急対策を実施するための活動体制を決定し、確保する。</p> <p>第1項 配備体制の決定</p> <p>1 地震</p> <table border="1" data-bbox="1397 1493 2602 1959"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備の時期</th> <th>体制の概要</th> <th>災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1非常体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="2">設置</td> </tr> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合</td> <td>◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部	第1警戒体制	(略)	(略)	未設置	第2警戒体制	(略)	(略)	第1非常体制	(略)	(略)	設置	第2非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制	<p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>組織改編</p> <p>所要の修正</p> <p>配備体制の見直し</p>
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																			
第1警戒体制	(略)	(略)	未設置																																			
第2警戒体制	(略)	(略)																																				
第1非常体制	(略)	(略)	設置																																			
第2非常体制	◆ 震度6弱の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制																																				
種別	配備の時期	体制の概要	災害対策本部																																			
第1警戒体制	(略)	(略)	未設置																																			
第2警戒体制	(略)	(略)																																				
第1非常体制	(略)	(略)	設置																																			
第2非常体制	◆ 震度6弱以上の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制																																				

現 行				修 正 案				備 考	
緊急非常体制	◆ 震度6強又は震度7の地震が発生した場合	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制		(削除)	(削除)	(削除)		配備体制の見直し	
2 津波				2 津波					
種 別	配 備 の 時 期	体 制 の 概 要	災害対策本部	種 別	配 備 の 時 期	体 制 の 概 要	災害対策本部		
第1警戒体制	(略)	(略)	未設置	第1警戒体制	(略)	(略)	未設置		
第1非常体制	(略)	(略)	設置	第1非常体制	(略)	(略)	設置		
第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制		第2非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制			配備体制の見直し
緊急非常体制	◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表されたとき。	◆ 防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制 ◆ 市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制 ◆ 全職員による体制		(削除)	(削除)	(削除)			
第2項 体制の確保				第2項 体制の確保					
1 動員要請				1 動員要請					
(1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、 <u>総務部長</u> （ <u>総務部長</u> に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。				(1) 配備体制の伝達による動員要請 各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、 <u>防災危機管理監</u> （ <u>防災危機管理監</u> に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。				組織改編	
(2) 自主参集 以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系等による動員の命令を待たず、自主的に参集する。				(2) 自主参集 以下の場合、職員は、あらかじめ定められた伝達系等による動員の命令を待たず、自主的に参集する。					
震度6弱以上の地震発生の場合		勤務時間外において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合		震度6弱以上の地震発生の場合		勤務時間外において震度6弱以上の大規模地震が発生した場合			
震度5強以下の地震発生の場合		周囲の状況から被害の発生が認められる場合		(削除)		(削除)		配備体制の見直し	
第3章 津波警報時の応急活動				第3章 津波警報時の応急活動					
第1節 津波警報等の伝達				第1節 津波警報等の伝達					
主な担当関係部署：防災危機管理課、 <u>情報発信課</u> （広報班）、消防本部				主な担当関係部署：防災危機管理課、 <u>情報政策課</u> （広報班）、消防本部				組織改編	

風水害対策編

第2編 風水害予防対策

第2章 風水害に強いまちづくり

第2節 治水対策の推進

第1項 河川

1 大規模氾濫減災協議会

(略)

大規模氾濫減災対策協議会は、洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策（多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項）について関係者が協議し、取組方針として取りまとめる。

国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進する。

(1) 国管理河川

名称	(略)
根拠法令	(略)
構成員	山口市長、防府市長、山口県土木建築部長、山口県総務部 <u>危機管理監</u> 、下関地方気象台長、中国地方整備局山口河川国道事務所長
目標	(略)
取組方針	(略)
(略)	

(2) 山口県管理河川

名称	(略)
根拠法令	(略)
構成員	防府市長、下関地方気象台長、山口県総務部 <u>危機管理監</u> 、山口県土木建築部防府土木建築事務所長
目標	(略)
取組方針	(略)
(略)	

風水害対策編

第2編 風水害予防対策

第2章 風水害に強いまちづくり

第2節 治水対策の推進

第1項 河川

1 大規模氾濫減災協議会

(略)

大規模氾濫減災対策協議会は、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるため、ハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議し、取組方針として取りまとめる。

国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進する。

(1) 国管理河川

名称	(略)
根拠法令	(略)
構成員	山口市長、防府市長、山口県土木建築部長、山口県総務部 <u>理事</u> （ <u>危機管理担当</u> ）、下関地方気象台長、中国地方整備局山口河川国道事務所長
目標	(略)
取組方針	(略)
(略)	

(2) 山口県管理河川

名称	(略)
根拠法令	(略)
構成員	防府市長、下関地方気象台長、山口県総務部 <u>理事</u> （ <u>危機管理担当</u> ）、山口県土木建築部防府土木建築事務所長
目標	(略)
取組方針	(略)
(略)	

防災基本計画の見直し

組織改編

組織改編

現 行	修 正 案	備 考																																												
<p>第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第2節 地盤災害の予防 造成地に発生する災害の防止については、<u>宅地造成</u>開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。</p> <table border="1" data-bbox="160 407 1302 699"> <tr> <td>災害危険度の高い区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人工崖面の安全措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宅地耐震化推進事業の促進</td> <td>◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。</td> </tr> </table> <p>第4章 風水害からの予防・軽減対策 第2節 水防用資機材の整備 主な担当関係部署：河川港湾課</p> <p>第3編 風水害応急対策 第2章 風水害時の活動体制 第1節 活動体制の確保 第1項 配備体制の決定</p> <table border="1" data-bbox="106 1289 1302 1976"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制の時期の基準</th> <th>体制の内容</th> <th>本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防非常体制</td> <td>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル2以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</td> <td>◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制</td> </tr> </tbody> </table>	災害危険度の高い区域	(略)	人工崖面の安全措置	(略)	軟弱地盤の改良	(略)	宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。	種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部	第1警戒体制	(略)	(略)	未設置	第2警戒体制	(略)	(略)	水防非常体制	◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル2以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制	<p>第3章 土砂災害及び地盤災害予防対策 第2節 地盤災害の予防 造成地に発生する災害の防止については、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導・監督を通じて行う。</p> <table border="1" data-bbox="1445 407 2588 732"> <tr> <td>災害危険度の高い区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人工崖面の安全措置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤の改良</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宅地耐震化推進事業の促進</td> <td>◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。</td> </tr> </table> <p>第4章 風水害からの予防・軽減対策 第2節 水防用資機材の整備 主な担当関係部署：河川港湾課、消防本部、消防団</p> <p>第3編 風水害応急対策 第2章 風水害時の活動体制 第1節 活動体制の確保 第1項 配備体制の決定</p> <table border="1" data-bbox="1386 1281 2588 1976"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>体制の時期の基準</th> <th>体制の内容</th> <th>本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">未設置</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防非常体制</td> <td>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</td> <td>◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制</td> </tr> </tbody> </table>	災害危険度の高い区域	(略)	人工崖面の安全措置	(略)	軟弱地盤の改良	(略)	宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。	種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部	第1警戒体制	(略)	(略)	未設置	第2警戒体制	(略)	(略)	水防非常体制	◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制	<p>表現の適正化</p> <p>防災基本計画の見直し</p> <p>所要の修正</p> <p>国のガイドライン見直しによる</p>
災害危険度の高い区域	(略)																																													
人工崖面の安全措置	(略)																																													
軟弱地盤の改良	(略)																																													
宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップを作成し、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。																																													
種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部																																											
第1警戒体制	(略)	(略)	未設置																																											
第2警戒体制	(略)	(略)																																												
水防非常体制	◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル2以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制																																												
災害危険度の高い区域	(略)																																													
人工崖面の安全措置	(略)																																													
軟弱地盤の改良	(略)																																													
宅地耐震化推進事業の促進	◆ 大規模地震等が発生した場合に、大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、住民に対する情報提供を促進するとともに、変動予測調査及び必要に応じて活動崩落防止工事の実施等を促進する。																																													
種別	体制の時期の基準	体制の内容	本部																																											
第1警戒体制	(略)	(略)	未設置																																											
第2警戒体制	(略)	(略)																																												
水防非常体制	◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当以上）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。	◆ 防府市水防計画による水防本部設置体制																																												

現 行				修 正 案				備 考	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台風の暴風域が12時間以内に防府市にかかると予想される時。 ◆ 高潮による被害が予想される時。 				<ul style="list-style-type: none"> ◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。 ◆ 高潮による被害が予想される時。 			水防本部設置運営要綱の見直しによる	
第1非常体制	(略)	(略)		第1非常体制	(略)	(略)			
第2非常体制	(略)	(略)		第2非常体制	(略)	(略)			
緊急非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想される時。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>防府市災害対策本部設置運営要綱に定める緊急非常体制の配備による体制</u> ◆ <u>市の総力を挙げて災害対策に取り組む体制</u> ◆ <u>全職員による体制</u> 	設置		(削除)	(削除)		配備体制の見直し	
<p>第2項 体制の確保</p> <p>1 動員要請</p> <p>各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>総務部長</u>（<u>総務部長</u>に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。</p>				<p>第2項 体制の確保</p> <p>1 動員要請</p> <p>各体制の配備指令は、原則として市長の指示を受け、<u>防災危機管理監</u>（<u>防災危機管理監</u>に事故あるときは総務部次長）が発する。伝達手段を以下に示す。</p>					組織改編
<p>第3章 風水害時の応急活動</p> <p>第1節 警報等の伝達</p> <p>第2項 気象の予報等の伝達</p>				<p>第3章 風水害時の応急活動</p> <p>第1節 警報等の伝達</p> <p>第2項 気象の予報等の伝達</p>					
土砂災害警戒情報	(略)			土砂災害警戒情報	(略)				
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表される。 			記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。</u> 			所要の修正	
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表する。<u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。竜巻の目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。</u> 			竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表される。<u>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> 			県地域防災計画の見直し	
火災警報	(略)			火災警報	(略)				

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2節 避難勧告等の発令</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、<u>情報発信課</u>（広報班）、市民活動推進課（出張所班）</p> <p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の<u>水位情報</u>やダム放流量等の水防情報、下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、市民に対する避難勧告等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難勧告等を発令する。</p> <p>第3節 水防活動</p> <p>主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、消防本部</p> <p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、<u>消防</u>、<u>警察署</u>等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。</p> <p>火災対策編</p> <p>第1編 火災予防対策</p> <p>第2章 一般火災予防対策の推進</p> <p>第1節 火災予防対策の推進</p> <p>第4項 住宅防火対策の推進</p> <p>4 住宅用防災機器等の普及</p> <p>住宅用防災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。</p> <p><u>住宅用防災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災警報器等の設置を促進する。</u></p> <p>第2節 要配慮者の防火安全性の確保</p> <p>第1項 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火意識の高揚 ◆ 住宅用防災警報器等の<u>普及</u> ◆ 住宅防火診断の実施 </div>	<p>第2節 避難勧告等の発令</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、<u>情報政策課</u>（広報班）、市民活動推進課（出張所班）</p> <p>第1項 避難勧告等の発令</p> <p>市は、国及び県が伝達する避難判断水位等の<u>実況値および水位予測値</u>やダム放流量等の水防情報、<u>土砂災害警戒情報</u>などの下関地方気象台が発表する気象情報等、また危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、市民に対する避難勧告等の発令の時機を判断し、速やかに発令し伝達する。その際、避難行動要支援者等の要配慮者に特に留意し、避難勧告等を発令する。</p> <p>第3節 水防活動</p> <p>主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課、消防本部、<u>消防団</u></p> <p>第1項 水防活動の実施</p> <p>市は、水防法に基づく水防管理団体として、市域の水防責任を果たすため、<u>県</u>、<u>警察署</u>等関係機関と緊密に連携し、情報を交換し、相互援助により、円滑な水防活動の実施に努める。水防本部又は災対本部が設置された際は、土木調査班の配置等により被害情報のとりまとめや現地調査等を実施する。</p> <p>火災対策編</p> <p>第1編 火災予防対策</p> <p>第2章 一般火災予防対策の推進</p> <p>第1節 火災予防対策の推進</p> <p>第4項 住宅防火対策の推進</p> <p>4 住宅用防災機器等の<u>設置及び維持管理</u></p> <p>住宅用防災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図るとともに、<u>設置した住宅用防災警報器の定期点検の実施及び設置から概ね10年を目安として住宅用防災警報器の交換を行うよう啓発活動を実施する。</u></p> <p>第2節 要配慮者の防火安全性の確保</p> <p>第1項 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防火意識の高揚 ◆ 住宅用防災警報器等の<u>設置及び維持管理</u> ◆ 住宅防火診断の実施 </div>	<p>組織改編</p> <p>防災基本計画の見直し</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 その他の安全確保対策の推進</p> <p>火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）や<u>緊急通報web 119</u>の普及促進を図る。</p> <p>第3節 建築物防火対策の推進</p> <p>第1項 関係者への指導の強化</p> <p>3 重点的・効率的な予防査察の実施</p> <p>消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果、又は過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。</p> <p>第4節 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底</p> <p>第4項 特定違対象物に対する是正措置の徹底</p> <p>消防機関は、<u>消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違対象物、特に小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。</u></p> <p>第6節 消防力の充実・強化</p> <p>主な担当関係部署：消防本部</p> <p>（現状と課題）</p> <p>火災予防に向け、市ではこれまで、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。また、多種多様化する災害に対応するための資機材を整備し、迅速的確な警防活動を遂行するための訓練を実施している。</p> <p>第4項 消防施設等の充実・強化</p> <p>1 消防施設等の整備</p> <p>市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。</p> <p>消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。</p> <p><u>また、自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう、軽可搬ポンプ等の消火資機材の整備充実を図る。</u></p>	<p>第3項 その他の安全確保対策の推進</p> <p>火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）や<u>Net 119</u>の普及促進を図る。</p> <p>第3節 建築物防火対策の推進</p> <p>第1項 関係者への指導の強化</p> <p>3 重点的・効率的な予防査察の実施</p> <p>消防本部は、消防法に定める予防査察を実施するに当たり、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等、<u>防火対象物関係者からの報告、届出等の状況及び過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物を重点的に、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。</u></p> <p>第4節 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底</p> <p>第4項 特定違対象物に対する是正措置の徹底</p> <p>消防本部は、火災が発生した場合に人命危険が大であると予測される<u>重大違対象物、特に小規模雑居ビルについては、指示、警告、命令、告発等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。</u></p> <p>第6節 消防力の充実・強化</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、<u>防災危機管理課</u></p> <p>（現状と課題）</p> <p><u>市では、火災被害の軽減を図るため、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。また、多種多様化する災害に対応するための資機材を整備し、迅速的確な警防活動を遂行するための訓練を実施している。</u></p> <p>第4項 消防施設等の充実・強化</p> <p>1 消防施設等の整備</p> <p>市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。</p> <p>消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第7節 文化財防火対策の推進</p> <p>第3項 防火思想の普及啓発 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て<u>防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ (略)</p> <p>◆ (略)</p> </div> <p><u>また、消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。</u></p> <p>第8節 災害復旧への備え</p> <p>主な担当関係部署：<u>消防本部、道路課、河川港湾課、都市計画課、上下水道局</u></p> <p>第3章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 出火防止対策の推進</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、<u>消防団、農林漁港整備課</u></p> <p>第2項 発生原因別対策</p> <p>3 火入れ対策 火入れに当たって、市及び消防本部は、防府市火入れに関する条例（昭和60年条例第2号）及び防府市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。 林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、<u>出来る限り11月から2月までの冬期を行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</u></p> <p>第2節 林野消防対策の推進</p> <p>第2項 活動体制の整備</p> <p>3 総合的消防体制 <u>国、県及び市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。</u> <u>県は、地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、従来から航空機による消火活動体制の整備に努めているが、今後とも体制の充実に努める。</u></p>	<p>第7節 文化財防火対策の推進</p> <p>第3項 防火思想の普及啓発 毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、文化財関係者の協力を得て防火訓練を<u>実施し、文化財の保護及び防火防災思想の普及啓発</u>を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ (略)</p> <p>◆ (略)</p> </div> <p><u>(削除)</u></p> <p>第8節 災害復旧への備え</p> <p>主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、<u>農林漁港整備課、都市計画課、消防本部、上下水道局</u></p> <p>第3章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 出火防止対策の推進</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課</p> <p>第2項 発生原因別対策</p> <p>3 火入れ対策 火入れに当たって、市及び消防本部は、防府市火入れに関する条例（昭和60年条例第2号）及び防府市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。 林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</p> <p>第2節 林野消防対策の推進</p> <p>第2項 活動体制の整備</p> <p>3 総合的消防体制 市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。 地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、<u>県が行う航空機による消火活動を有効活用し、総合的な消防体制の充実に努める。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>主な担当関係部署：<u>消防本部、消防団、農林漁港整備課</u></p> <p>第4節 林野火災消防施設・資機材の整備</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、<u>消防団、農林漁港整備課</u></p> <p>第5節 林野火災特別地域対策事業の推進</p> <p>主な担当関係部署：<u>消防本部、消防団、農林漁港整備課</u></p> <p><u>市及び消防本部</u>は、林野火災特別地域対策事業を推進し、火災防止の実効性を高めていく。</p> <p>市域の約5割を林野が占める本市では林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、<u>市及び消防本部</u>は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。</p> <p>第6節 二次災害の防止活動</p> <p>主な担当関係部署：<u>消防本部、消防団、農林漁港整備課</u></p> <p><u>市及び消防本部</u>は、<u>林野火災に即応する体制とともに、火災後の二次災害防止活動等の強化</u>を図る。</p> <p>第2編 火災応急対策 第2章 火災防御計画 第1節 実施機関及び組織の確立 第1項 実施機関 1 市 現行の消防組織は市消防が原則であり、<u>従って区域内における建物、山林、船きよ又は埠頭にけい留された船舶</u>その他の工作物等の火災にかかる防御活動は、市消防が実施する。</p>	<p>第3節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>主な担当関係部署：農林漁港整備課</p> <p>第4節 林野火災消防施設・資機材の整備</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課</p> <p>第5節 林野火災特別地域対策事業の推進</p> <p>主な担当関係部署：農林漁港整備課</p> <p>市は、林野火災特別地域対策事業を推進し、火災防止の実効性を高めていく。</p> <p>市域の約5割を林野が占める本市では林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、市は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。</p> <p>第6節 二次災害の防止活動</p> <p>主な担当関係部署：農林漁港整備課</p> <p>市は、火災後の二次災害防止活動等の強化を図る。</p> <p>第2編 火災応急対策 第2章 火災防御計画 第1節 実施機関及び組織の確立 第1項 実施機関 1 市 現行の消防組織は自治体消防が原則であり、<u>消防責任は市町にあることから、本市区域内における建物、山林、船きよ又は埠頭に係留された船舶</u>その他の工作物等の火災にかかる防御活動は、市消防が実施する。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第2節 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、消防団</p> <p>第3項 火災気象通報・火災警報の周知</p> <p>1 火災発生防止のための市民への呼び掛け</p> <p>県（防災危機管理課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防本部に防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。</p> <p>県から通報を受けた市長（消防長）は、同報系防災行政無線、広報車等を活用して市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。</p> <p>第3節 消防活動</p> <p>第1項 情報収集活動</p> <table border="1" data-bbox="160 856 1353 1356"> <thead> <tr> <th>初 期 情 報</th> <th>中 期 情 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>大規模救急・救助事象の発生場所及び程度</u> ◆ 付近の消防水利の状況 ◆ 進入路確保の有無 ◆ <u>その他必要事項</u> ◆ 危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ◆ その他必要事項 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>(新規)</u> ◆ その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 情報伝達</p> <p>5 災害広報</p> <table border="1" data-bbox="160 1528 1305 1654"> <tbody> <tr> <td>市民広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道広報</td> <td>防府警察署、<u>市消防本部及び市</u>と調整の上、発表する。 なお、市本部が設置された場合は、<u>消防単独</u>の発表は行わない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 離島消防対策</p> <p>野島の消防活動は、本土からの応援が困難であるから、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。分団の機能は本土と同様であり、<u>人員は20人、可搬式小型動力ポンプ2台を設置</u>している。</p>	初 期 情 報	中 期 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>大規模救急・救助事象の発生場所及び程度</u> ◆ 付近の消防水利の状況 ◆ 進入路確保の有無 ◆ <u>その他必要事項</u> ◆ 危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ◆ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>(新規)</u> ◆ その他必要事項 	市民広報	(略)	報道広報	防府警察署、 <u>市消防本部及び市</u> と調整の上、発表する。 なお、市本部が設置された場合は、 <u>消防単独</u> の発表は行わない。	<p>第2節 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）</p> <p>主な担当関係部署：消防本部、消防団、<u>防災危機管理課</u></p> <p>第3項 火災気象通報・火災警報の周知</p> <p>1 火災発生防止のための市民への呼び掛け</p> <p>県（防災危機管理課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防本部に防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。</p> <p>県から通報を受けた市長（消防長）は、同報系防災行政無線、広報車、<u>市メールサービス</u>等を活用して市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。</p> <p>3節 消防活動</p> <p>第1項 情報収集活動</p> <table border="1" data-bbox="1445 856 2638 1356"> <thead> <tr> <th>初 期 情 報</th> <th>中 期 情 報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>要救助者及び負傷者の状況付近の消防水利の状況</u> ◆ 進入路確保の有無 ◆ 危険物、高圧ガス等の貯蔵状況 ◆ その他必要事項 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大範囲、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>行方不明者等の状況</u> ◆ その他必要事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 情報伝達</p> <p>5 災害広報</p> <table border="1" data-bbox="1445 1528 2591 1654"> <tbody> <tr> <td>市民広報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道広報</td> <td><u>消防本部は、防府警察署と調整の上、発表する。</u> なお、市本部が設置された場合は、<u>消防本部</u>からの発表は行わない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 離島消防対策</p> <p>野島の消防活動は、本土からの応援が困難であるから、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。分団の機能は本土と同様であり、可搬式小型動力ポンプ2台を<u>配備</u>している。</p>	初 期 情 報	中 期 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>要救助者及び負傷者の状況付近の消防水利の状況</u> ◆ 進入路確保の有無 ◆ 危険物、高圧ガス等の貯蔵状況 ◆ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大範囲、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>行方不明者等の状況</u> ◆ その他必要事項 	市民広報	(略)	報道広報	<u>消防本部は、防府警察署と調整の上、発表する。</u> なお、市本部が設置された場合は、 <u>消防本部</u> からの発表は行わない。	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
初 期 情 報	中 期 情 報																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>大規模救急・救助事象の発生場所及び程度</u> ◆ 付近の消防水利の状況 ◆ 進入路確保の有無 ◆ <u>その他必要事項</u> ◆ 危険物、高圧ガス等の漏えい・流出及び火災危険の状況 ◆ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>(新規)</u> ◆ その他必要事項 																	
市民広報	(略)																	
報道広報	防府警察署、 <u>市消防本部及び市</u> と調整の上、発表する。 なお、市本部が設置された場合は、 <u>消防単独</u> の発表は行わない。																	
初 期 情 報	中 期 情 報																	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向 ◆ <u>要救助者及び負傷者の状況付近の消防水利の状況</u> ◆ 進入路確保の有無 ◆ 危険物、高圧ガス等の貯蔵状況 ◆ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 延焼拡大範囲、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ◆ 消火活動の見通し ◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ◆ 市民の避難状況及び避難者の動向 ◆ <u>行方不明者等の状況</u> ◆ その他必要事項 																	
市民広報	(略)																	
報道広報	<u>消防本部は、防府警察署と調整の上、発表する。</u> なお、市本部が設置された場合は、 <u>消防本部</u> からの発表は行わない。																	

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3章 林野火災対策計画 第1節 林野火災に係る消防活動 (活動方針)</p>	<p>第3章 林野火災対策計画 第1節 林野火災に係る消防活動 (活動方針)</p>	
<p>○迅速な初期消火及び延焼火災防止に努める。</p>	<p>○迅速な消火及び延焼火災防止に努める。</p>	<p>所要の修正</p>
<p>第1項 消防活動の実施機関 1 市 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>迅速に消火活動を行う。</u> 消防機関は、<u>林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、消防防災ヘリコプターの出動要請や近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。</u></p>	<p>第1項 消防活動の実施機関 1 市 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、消防防災ヘリコプターの出動要請や近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。</p>	<p>所要の修正</p>
<p>第3項 林野火災対応 林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また、活動そのものも特殊な対応を求められる。市・消防機関及び関係機関は連携し、<u>以下の流れで迅速かつ的確な消火活動を実施する。</u> なお、詳細については、資料編のとおりとする。</p>	<p>第3項 林野火災対応 林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また、活動そのものも特殊な対応を求められる。市・消防機関及び関係機関は連携し、<u>迅速かつ的確な消火活動を実施する。</u> なお、詳細については、資料編のとおりとする。</p>	<p>所要の修正</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 異常気象の把握（火災警報発令及びパトロールの強化） ② 出火（覚知情報伝達及び出動） ③ 火災拡大（広域応援要請、自衛隊派遣要請及び空中消火準備） ④ 鎮圧（残火処理） ⑤ 鎮火（撤収及び火災調査） </div>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>所要の修正</p>
<p>第2節 広域消防応援要請 市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、県消防防災航空隊、近隣市及び<u>他</u>県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応する。</p>	<p>第2節 広域消防応援要請 市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、県消防防災航空隊、近隣市及び<u>県内</u>の消防隊の応援を得て対応する。</p>	<p>所要の修正</p>
<p>火災の規模が市の対応力を超えるほど大きな場合、速やかに広域消防応援を要請し、できるだけ早く確保する。 なお、広域消防応援要請に必要な手続き等については、共通編第3編第4章第3節「広域消防応援・受援」を参照のこと。</p>	<p>火災の規模が市の対応力を超えるほど大きな場合、速やかに広域消防応援を要請し、できるだけ早い時点で火災に対応できる消防力を確保し、<u>火災の早期鎮圧を図る。</u> なお、広域消防応援要請に必要な手続き等については、共通編第3編第4章第3節「広域消防応援・受援」を参照のこと。</p>	<p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																		
<p>第3節 自衛隊の支援活動 第1項 自衛隊の災害派遣要請 <u>大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。</u> 災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」を参照のこと。</p> <p>第5節 災害広報 主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機管理課、総務課、 <u>情報発信課（広報班）</u></p> <p>第6節 残火処理等 第2項 事後措置 1 確認事項 残火処理が終了し、部隊の撤収に際して<u>現地</u>本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。</p> <p>第7節 二次災害の防止活動 主な担当関係部署：<u>消防本部</u>、農林漁港整備課、河川港湾課</p>	<p>第3節 自衛隊の支援活動 第1項 自衛隊の災害派遣要請 <u>（削除）</u> 災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」を参照のこと。</p> <p>第5節 災害広報 主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機管理課、総務課、 <u>情報政策課（広報班）</u></p> <p>第6節 残火処理等 第2項 事後措置 1 確認事項 残火処理が終了し、部隊の撤収に際して<u>現場</u>本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。</p> <p>第7節 二次災害の防止活動 主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課</p>	<p>所要の修正</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p>																																		
<p>雪害対策編 第1編 雪害応急対策 第2章 除雪・雪崩対策等 第6節 孤立対策計画 第2項 保健衛生</p> <table border="1" data-bbox="163 1507 1305 1948"> <tr> <td colspan="2">救急患者の緊急輸送</td> <td>◆ <u>そり及びスノーボードによる輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識</td> </tr> <tr> <td>環 境 衛 生 対 策</td> <td>水道施設の 保全等飲料 水の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">し尿、 ごみの 処 理</td> <td>し 尿 の 汲 取 処 分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ご み の 収 集 処 分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遺 体 埋 火 葬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家 畜 の 死 体 処 理</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	救急患者の緊急輸送		◆ <u>そり及びスノーボードによる輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識	環 境 衛 生 対 策	水道施設の 保全等飲料 水の確保	(略)	し尿、 ごみの 処 理	し 尿 の 汲 取 処 分	(略)	ご み の 収 集 処 分	(略)	遺 体 埋 火 葬		(略)	家 畜 の 死 体 処 理		(略)	<p>雪害対策編 第1編 雪害応急対策 第2章 除雪・雪崩対策等 第6節 孤立対策計画 第2項 保健衛生</p> <table border="1" data-bbox="1448 1528 2591 1969"> <tr> <td colspan="2">救急患者の緊急輸送</td> <td>◆ <u>陸上における輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識</td> </tr> <tr> <td>環 境 衛 生 対 策</td> <td>水道施設の 保全等飲料 水の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">し尿、 ごみの 処 理</td> <td>し 尿 の 汲 取 処 分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ご み の 収 集 処 分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遺 体 埋 火 葬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家 畜 の 死 体 処 理</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	救急患者の緊急輸送		◆ <u>陸上における輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識	環 境 衛 生 対 策	水道施設の 保全等飲料 水の確保	(略)	し尿、 ごみの 処 理	し 尿 の 汲 取 処 分	(略)	ご み の 収 集 処 分	(略)	遺 体 埋 火 葬		(略)	家 畜 の 死 体 処 理		(略)	<p>表現の適正化</p>
救急患者の緊急輸送		◆ <u>そり及びスノーボードによる輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識																																		
環 境 衛 生 対 策	水道施設の 保全等飲料 水の確保	(略)																																		
し尿、 ごみの 処 理	し 尿 の 汲 取 処 分	(略)																																		
	ご み の 収 集 処 分	(略)																																		
遺 体 埋 火 葬		(略)																																		
家 畜 の 死 体 処 理		(略)																																		
救急患者の緊急輸送		◆ <u>陸上における輸送対策及び要員の確保</u> ◆ ヘリコプターによる空中輸送対策 ◆ ヘリポートの設定及び標識																																		
環 境 衛 生 対 策	水道施設の 保全等飲料 水の確保	(略)																																		
し尿、 ごみの 処 理	し 尿 の 汲 取 処 分	(略)																																		
	ご み の 収 集 処 分	(略)																																		
遺 体 埋 火 葬		(略)																																		
家 畜 の 死 体 処 理		(略)																																		

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>交通災害対策編 第2編 交通災害応急対策 第2章 交通災害応急対策計画</p> <p>第1節 海上災害対策計画 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 2 応援協力関係 (4) 化学消火剤共同備蓄に関する協定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ 危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行なえるよう周南地区の消防機関、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行なっている。</p> </div> <p>第2節 航空災害対策計画 第1項 民間航空機災害応急対策活動</p> <table border="1" data-bbox="121 873 1317 1913"> <tr> <td style="text-align: center;">航空運送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市(消防機関)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 空港事務所並びに地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。 ◆ この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(近隣市・消防本部等への応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防府警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">徳山海上保安部</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	航空運送事業者	(略)	県	(略)	市(消防機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 空港事務所並びに地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。 ◆ この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(近隣市・消防本部等への応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) 	防府警察署	(略)	徳山海上保安部	(略)	<p>交通災害対策編 第2編 交通災害応急対策 第2章 交通災害応急対策計画</p> <p>第1節 海上災害対策計画 第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 2 応援協力関係 (4) 化学消火剤共同備蓄に関する協定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ 危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行なえるよう本市及び周南地区の消防本部、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行なっている。</p> </div> <p>第2節 航空災害対策計画 第1項 民間航空機災害応急対策活動</p> <table border="1" data-bbox="1403 873 2599 1913"> <tr> <td style="text-align: center;">航空運送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 被災者の救助及び消防活動を実施する。 この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び県内の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防府警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">徳山海上保安部</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	航空運送事業者	(略)	県	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 被災者の救助及び消防活動を実施する。 この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び県内の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) 	防府警察署	(略)	徳山海上保安部	(略)	<p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p>
航空運送事業者	(略)																					
県	(略)																					
市(消防機関)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 空港事務所並びに地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。 ◆ この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(近隣市・消防本部等への応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) 																					
防府警察署	(略)																					
徳山海上保安部	(略)																					
航空運送事業者	(略)																					
県	(略)																					
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ 危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。 ◆ 被災者の救助及び消防活動を実施する。 この場合、市消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市消防機関及び県内の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める(応援要請については、火災対策編を参照のこと。) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) 																					
防府警察署	(略)																					
徳山海上保安部	(略)																					

現 行		修 正 案		備 考
日本赤十字社山口県支部 市内医療機関 防府医師会等 自衛隊	(略)	日本赤十字社山口県支部 市内医療機関 防府医師会等 自衛隊	(略)	表現の適正化
自衛隊	(略)	自衛隊	(略)	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編に定める通報連絡システムにより県（防災危機管理課）、近隣市（<u>近隣消防本部</u>）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。 ◆ (略) ◆ (略) <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② (略) ③ (略) 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編に定める通報連絡システムにより県（防災危機管理課）、近隣市（消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。 ◆ (略) ◆ (略) <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② (略) ③ (略) 		所要の修正
<p>第2項 自衛隊基地航空災害対策</p> <p>自衛隊が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊）、市、県及び防災関係機関は、協力して市民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。</p> <p>航空自衛隊防府北基地においては、自衛隊、防府市、山口市、県、防府警察署、<u>防府市消防本部</u>、徳山海上保安部等関係機関により「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。</p>		<p>第2項 自衛隊基地航空災害対策</p> <p>自衛隊が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊）、市、県及び防災関係機関は、協力して市民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。</p> <p>航空自衛隊防府北基地においては、自衛隊、防府市、山口市、県、防府警察署、徳山海上保安部等関係機関により「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。</p>		
<p>産業災害対策編</p> <p>第1編 産業災害予防対策</p> <p>第2章 化学工場等災害予防計画</p> <p>第1節 化学工場等保安対策の基本</p> <p>第3項 運転管理体制の強化</p>		<p>産業災害対策編</p> <p>第1編 産業災害予防対策</p> <p>第2章 化学工場等災害予防計画</p> <p>第1節 化学工場等保安対策の基本</p> <p>第3項 運転管理体制の強化</p>		表現の適正化
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現場責任者の資質の充実を図る。 ◆ 各直の責任者を決定し、定常作業時や、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。 ◆ シャットダウン時やスタートアップ時には、<u>管理職</u>が現場において指揮を行う。 ◆ 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行う。 ◆ 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現場責任者の資質の充実を図る。 ◆ 各直の責任者を決定し、定常作業時や、緊急作業時に適切な措置がとれるようにする。 ◆ シャットダウン時やスタートアップ時には、<u>責任者</u>が現場において指揮を行う。 ◆ 新技術による新規設備については、通常運転が定着するまでの間は技術開発部門からの応援を行う。 ◆ 誤操作や必要作業の懈怠防止等のため、ダブルチェック、指差呼称、報告確認等を励行する。 		

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第3節 施設・設備の保全及び安全対策</p> <p>関係企業は、化学工場<u>地域</u>における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○関係企業は、化学工場<u>地域</u>における危険物施設等の安全性を確保するための必要な保安措置を講じる。 ○市内の関係企業に対し化学工場<u>地域</u>における危険物施設等の安全性を確保するよう指導する。</p> <p>第1項 運転管理及び設備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常点検、パトロールの充実及び異常の早期発見 ◆ 修理・清掃等の作業時における保安確保 ◆ 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替え等）の整備及び資材の購入と保管の方法を規定により明確化 ◆ 誤操作防止措置 ◆ 緊急遮断弁等の設置 ◆ ガス漏れ検知警報器の設置 ◆ 散水装置、<u>放水銃等</u>消火設備設置 ◆ ユーティリティ（有益な）設備の整備 ◆ 毒性ガス除害設備の充実 ◆ 工場内及び外部との連絡設備の充実 <p>第3章 危険物等災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署</p> <p>第2節 石油類等の災害予防対策</p> <p>主な担当関係機関：県（<u>防災危機管理課</u>）、山口労働基準局</p> <p>第2項 危険物の取扱いに関する災害予防対策</p> <table border="1" data-bbox="166 1692 1305 1959"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導対策</td> <td> <立入検査> ◆ (略) <自主査察> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。 </td> </tr> </table>	実施責任者	(略)	指導対策	<立入検査> ◆ (略) <自主査察> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。	<p>第3節 施設・設備の保全及び安全対策</p> <p>関係企業は、化学工場等における危険物施設等の安全性を確保するため、関係法令に定めるもののほか次の事項に留意して、それぞれ必要な保安措置を講じる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>○関係企業は、化学工場<u>等</u>における危険物施設等の安全性を確保するための必要な保安措置を講じる。 ○市内の関係企業に対し化学工場<u>等</u>における危険物施設等の安全性を確保するよう指導する。</p> <p>第1項 運転管理及び設備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常点検、パトロールの充実及び異常の早期発見 ◆ 修理・清掃等の作業時における保安確保 ◆ 各設備やその使用部品ごとに正確な記録（設置、点検、修理、取替え等）の整備及び資材の購入と保管の方法を規定により明確化 ◆ 誤操作防止措置 ◆ 緊急遮断弁等の設置 ◆ ガス漏れ検知警報器の設置 ◆ 散水装置、消火設備<u>等</u>の設置 ◆ ユーティリティ（有益な）設備の整備 ◆ 毒性ガス除害設備の充実 ◆ 工場内及び外部との連絡設備の充実 <p>第3章 危険物等災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、<u>県（消防保安課）</u></p> <p>第2節 石油類等の災害予防対策</p> <p>主な担当関係機関：県（<u>消防保安課</u>）、山口労働基準局</p> <p>第2項 危険物の取扱いに関する災害予防対策</p> <table border="1" data-bbox="1448 1692 2588 1959"> <tr> <td>実施責任者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指導対策</td> <td> <立入検査> ◆ (略) <安全教育> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。 </td> </tr> </table>	実施責任者	(略)	指導対策	<立入検査> ◆ (略) <安全教育> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p>
実施責任者	(略)									
指導対策	<立入検査> ◆ (略) <自主査察> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。									
実施責任者	(略)									
指導対策	<立入検査> ◆ (略) <安全教育> ◆ 危険物施設の所有者、管理者等は、(一社)山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。									

現 行		修 正 案		備 考																								
	<運搬対策> ◆ (略)		<運搬対策> ◆ (略)																									
<p>第3節 火薬類の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：(新規)</u></p> <p>石油類を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。</p> <p>第4節 高圧ガス等の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：(新規)</u></p> <p>第5節 放射性物質の災害予防対策</p> <p>(現状と課題) 危険物施設等の安全確保に向けては、市は、<u>危険物</u>に関する知識の啓発普及等安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきているところである。 放射性物質の所在状況の詳細は、資料編のとおりとする。</p> <p>第1項 放射性同位元素の届出</p> <table border="1"> <tr> <td>放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)</td> <td>◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、<u>文部科学大臣</u>に届出を要する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>◆ 規定の変更-<u>文部科学大臣</u>は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)	◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、 <u>文部科学大臣</u> に届出を要する。 (略)	(略)	◆ 規定の変更- <u>文部科学大臣</u> は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)	(略)	<p>第3節 火薬類の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：県(商政課)</u></p> <p><u>火薬類</u>を取り扱う施設の安全確保に向けた取組を進める。</p> <p>第4節 高圧ガス等の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：県(消防保安課)</u></p> <p>第5節 放射性物質の災害予防対策</p> <p>(現状と課題) 危険物施設等の安全確保に向けて、市は、<u>放射性物質</u>に関する知識の啓発普及等安全第一主義を徹底させる予防対策等の取組を実施してきているところである。 放射性物質の所在状況の詳細は、資料編のとおりとする。</p> <p>第1項 放射性同位元素の届出</p> <table border="1"> <tr> <td>放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)</td> <td>◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、<u>原子力規制委員会</u>に届出を要する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>◆ 規定の変更-<u>原子力規制委員会</u>は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)	◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、 <u>原子力規制委員会</u> に届出を要する。 (略)	(略)	◆ 規定の変更- <u>原子力規制委員会</u> は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)	(略)	<p>所要の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>														
放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)	◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、 <u>文部科学大臣</u> に届出を要する。 (略)																											
(略)	◆ 規定の変更- <u>文部科学大臣</u> は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
放射線障害予防規程の設定 (同法第21条)	◆ 届け出-販売業者等は、予防規定を作成し、 <u>原子力規制委員会</u> に届出を要する。 (略)																											
(略)	◆ 規定の変更- <u>原子力規制委員会</u> は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めるときは、使用者等に規定の変更を命ずることができる。 (略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											
(略)	(略)																											

現 行	修 正 案	備 考																
<p>第6節 大気汚染物質による災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部</p> <p>第7節 毒物劇物の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：(新規)</u></p> <p>第8節 労働災害防止対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：(新規)</u></p> <p>第4章 公共的施設災害予防計画</p> <p>第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策</p> <p>第2項 ガス用品の災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">(ガス事業法)</p> <table border="1" data-bbox="160 1171 1305 1446"> <tr> <td data-bbox="160 1171 483 1373">経済産業大臣 (又は経済産業局長)</td> <td data-bbox="483 1171 1305 1373">(法第140条、148条、157条、171条、<u>171条</u>、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1373 483 1446">ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者</td> <td data-bbox="483 1373 1305 1446">(略)</td> </tr> </table> <p>第2編 産業災害応急対策</p> <p>第2章 化学工場等災害対策計画</p> <p>第1節 石油類等の保安対策</p> <table border="1" data-bbox="160 1728 1294 1971"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 1728 317 1770">実施機関</th> <th data-bbox="317 1728 1294 1770">応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 1770 317 1971">施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)</td> <td data-bbox="317 1770 1294 1971">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、 <u>171条</u> 、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	(略)	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)	(略)	<p>第6節 大気汚染物質による災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：<u>生活安全課</u>、消防本部</p> <p>第7節 毒物劇物の災害予防対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：県(薬務課)</u></p> <p>第8節 労働災害防止対策</p> <p>主な担当関係部署：消防本部 <u>主な担当関係機関：労働基準局</u></p> <p>第4章 公共的施設災害予防計画</p> <p>第1節 ガス工作物・ガス用品の災害予防対策</p> <p>第2項 ガス用品の災害予防対策</p> <p style="text-align: right;">(ガス事業法)</p> <table border="1" data-bbox="1442 1171 2588 1451"> <tr> <td data-bbox="1442 1171 1765 1373">経済産業大臣 (又は経済産業局長)</td> <td data-bbox="1765 1171 2588 1373">(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1442 1373 1765 1451">ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者</td> <td data-bbox="1765 1373 2588 1451">(略)</td> </tr> </table> <p>第2編 産業災害応急対策</p> <p>第2章 化学工場等災害対策計画</p> <p>第1節 石油類等の保安対策</p> <table border="1" data-bbox="1442 1728 2576 1971"> <thead> <tr> <th data-bbox="1442 1728 1599 1770">実施機関</th> <th data-bbox="1599 1728 2576 1770">応 急 措 置 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1442 1770 1599 1971">施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)</td> <td data-bbox="1599 1770 2576 1971">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。	ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	(略)	実施機関	応 急 措 置 の 内 容	施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)	(略)	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>誤記修正</p>
経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、 <u>171条</u> 、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																	
ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	(略)																	
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																	
施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)	(略)																	
経済産業大臣 (又は経済産業局長)	(法第140条、148条、157条、171条、172条、173条 液化石油ガス法65条) ◆ 粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。																	
ガス用品製造事業者及び ガス用品輸入事業者	(略)																	
実施機関	応 急 措 置 の 内 容																	
施設の所有者及び 管理者又は占有者 (指導方針)	(略)																	

現 行		修 正 案		備 考
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、<u>立入禁止区域</u>の設定及び区域内住民に対する避難勧告等を行う。 ◆ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模及び危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。 ◆ (略) ◆ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して<u>自衛隊</u>の派遣要請の要求を行うとともに、必用資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。 ◆ (略) 	市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (略) ◆ (略) ◆ (略) ◆ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、<u>火災警戒区域</u>の設定及び区域内住民に対する避難勧告等を行う。<u>(消防法第23条の2)</u> ◆ 火災の防御は、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模及び危険物の種類により、<u>近隣市又は県内の消防本部</u>から化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。 ◆ (略) ◆ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して<u>緊急消防援助隊</u>の派遣要請の要求を行うとともに、必用資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。 ◆ (略) 	表現の適正化
県	(略)	県	(略)	所要の修正
防府警察署	(略)	防府警察署	(略)	所要の修正
徳山海上保安部	(略)	徳山海上保安部	(略)	所要の修正
<p>第2節 火薬類の保安対策</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署</p>		<p>第2節 火薬類の保安対策</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、<u>県（商政課）</u></p>		所要の修正
<p>第3節 高圧ガスの保安対策</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署</p>		<p>第3節 高圧ガスの保安対策</p> <p>主な担当関係機関：徳山海上保安部、防府警察署、<u>県（消防保安課）</u></p>		所要の修正